

四日市市保健所等関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第11号

四日市市保健所等関係手数料条例の一部を改正する条例

四日市市保健所等関係手数料条例（平成19年四日市市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表				別表			
1 から 1 5 まで （略）				1 から 1 5 まで （略）			
1 6 動物の愛護及び管理に関する法律 （昭和48年法律第105号。以下この表において「法」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 （平成18年環境省令第1号。以下この表において「規則」という。）による事務の手数料				1 6 動物の愛護及び管理に関する法律 （昭和48年法律第105号。以下この表において「法」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 （平成18年環境省令第1号。以下この表において「規則」という。）による事務の手数料			
手数料を徴収する事務		単位	金額	手数料を徴収する事務		単位	金額
(略)				(略)			
備考				備考			
綱	目	特定動物の区分	科	綱	目	特定動物の区分	科
(略)				(略)			
注 特定動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年政令第107号） <u>第3条</u> に規定する種（亜種を含む。）とする。				注 特定動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年政令第107号） <u>第2条</u> に規定する種（亜種を含む。）とする。			
1 7 及び 1 8 （略）				1 7 及び 1 8 （略）			

附 則

この条例は令和2年6月1日から施行する。

(健康福祉部衛生指導課)